

教職員各位

医歯学系(医)
大学院医歯学総合研究科(医)

同居家族(同居人)が新型コロナウイルス陽性者となった場合の出勤再開について

同居家族(同居人)が陽性者となった場合、あなたは濃厚接触者となります。同居家族(同居人)以外の陽性者との濃厚接触とは通学再開までの日数等が異なりますので、ご注意ください。同居家族(同居人)が感染した場合はあなたの感染リスクが極めて高いため、ご理解をお願いします。

1 対象者

同居家族(同居人)が陽性となったことによる濃厚接触者に該当する教職員

2 出勤再開まで

・今までどおり、最終暴露日を0日目として5日間の自宅待機となります。なお、自宅待機終了後も最終暴露日から7日間が経過するまでは重症化リスクの高い方との接触や、感染リスクの高い場所の利用、会食は行えません。

2日目、3日目の抗原検査による自宅待機期間の短縮は行いません。

- ・6日目に抗原定性検査キットによる検査を実施します。検査結果の確認は、濃厚接触者自身が行い、「症状が無く」かつ「6日目の検査結果が陰性」であれば、6日目から出勤可能です。
- ・検査結果は、添付の報告書を総務課庶務係(shomu@med.niigata-u.ac.jp)に速やかに提出してください。また、検査結果が陽性となった場合は、速やかに医療機関を受診してください。
- ・5日間経過しても「症状がある」場合は、医療機関を受診してください。受診時の検査が陰性であっても、症状が出現してから10日間までは自宅待機とします。

3 最終暴露日(起算日)の考え方

「同居家族(同居人)の発症日か、家庭内での感染対策(※1)開始日の遅い方」です。

※1「家庭内での感染対策」は、マスク着用や手洗い、消毒など基本的な範囲でよく、感染者の隔離など厳しい対策は求めています。

4 検査キット

抗原検査キットは、医学科が用意しますので、待機期間終了を待たずに、速やかに総務課庶務係(025-227-2003/shomu@med.niigata-u.ac.jp)へ請求してください。

ドラッグストア等で販売している検査キットを各自で購入の上、検査を行う場合は、検査キットは、必ず厚生労働省に承認された体外診断用医薬品を用いてください。

厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html

新潟市内の検査キット販売店は以下のHPから検索してください。

<https://niigata-corona-kensa.com/> (新潟県 抗原定性検査・PCR検査 会場一覧)

事前にキットを販売していることを電話で確認してください。なお、購入は、友人に代行を頼み、ポストなどに投函してもらってください。

5 その他

出勤可能判断に迷う場合は、総務課庶務係(025-227-2003)にご相談ください。